

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0630 第2号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 適用日 令和2年7月1日から適用

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
抗リン脂質抗体検査 (抗カルジオリピンIgG/IgM 抗体、及び抗 β 2 グリコプロテイン IgG/IgM 抗体の測定)	696点

■ 検査方法が追加された項目

項目	保険点数
オートタキシン 〔化学発光酵素免疫測定法〕	194点
HCV核酸定量 〔TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法〕	437点



▼詳細内容

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備 考
抗リン脂質抗体検査 (抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗 β2 グリコプロテイン IgG/IgM 抗体の測定)	696点 (232点× 3回分)	免疫学的 検査判断料 (※6：144点)	「D014」 の27	抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗β2 グリコプロテ イン IgG/IgM 抗体の測定)は、「27」を準 用して算定する。 ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的と して、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗 カルジオリピン抗体及び抗β2グリコプ ロテイン I 抗体の測定を行った場合に、 「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数 の3回分を合算した点数を準用して一連 の治療につき2回に限り算定する。 イ 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコ プロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カ ルジオリピン抗体、及び(28)の検査のい ずれか2つ以上を併せて実施した場合 は、主たるもののみ算定する。
オートタキシン 〔化学発光酵素免疫測定 法〕	194点	生化学的検査 (I)判断料 (※4：144点)	「D007」 の46	ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッ チ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化 学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎 又は肝硬変の患者(疑われる患者を含 む。)に対して、肝臓の線維化進展の診 断補助を目的に実施した場合に算定す る。 イ 本検査と「37」のプロコラーゲン-Ⅲ- ペプチド(P-Ⅲ-P)、「36」のⅣ 型コラーゲン、「39」のⅣ型コラーゲ ン・7S、「43」のヒアルロン酸又は 「46」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾 異性体を併せて実施した場合は、主たる もののみ算定する。
HCV核酸定量 〔TMA法と核酸ハイブ リダイゼーション法を組 み合わせた方法〕	437点	微生物学的 検査判断料 (※7：150点)	「D023」 の13	ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNA プローブ法、PCR法又はTMA法と核酸 ハイブリダイゼーション法を組み合わせた 方法により、急性C型肝炎の診断、C型 肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察 に用いた場合にのみ算定できる。 イ 治療経過の観察の場合において、「13」 のHCV核酸定量及び「9」のHCV核 酸検出を併せて実施した場合は、主たる もののみ算定する。